Eberhard Weis 新しいバイエルン - マックス I 世ョーゼフ、モンジュラと 1799 年から 1825 年までの王国の成立および形態

ウイーン会議までのフランス革命およびナポレオンの時代、さらにそのあとの数年は ドイツの国内外史に対して大きな変化をもたらした 1 。1795年と 1816年の間に中央 ヨーロッパの地図は根底から新しく描き替えられた。ナポレオン時代の領土の模様替 えは、少なくともバイエルン、ヴュルテンベルクおよびバーデンについては、解放戦 争と 1815 年のウイーン会議により、いくつかの地方の交換は別として、不可逆となっ た。バイエルンはのちに国王マックスI世となる選帝候マックスIV世ョーゼフとそ の大臣マキシミリアン・ヨーゼフ・モンジュラ伯爵のもと、当時戦争をしていた欧州 の両権力の軍隊が何度も溢れた領土の自立をかち取ること、またユーリヒとベルク、 選帝候領プファルツ、とツヴァイブリュッケンにおけるヴィッテルスバッハ家の領地 の補償を得ること、旧公爵領の中心地域をフランケン、シュヴァーベン、また 1816 年のあとライン左岸のプファルツの獲得により整理、拡大することに成功した。同時 にバイエルンは行政と立法において根本から近代化した。1817年2月にモンジュラが 失脚したあと、当時はのちに歴史に名を留めるような、欧州の意志の代弁者にはまだ なっていなかったオーストリアの宰相メッテルニヒは、ウイーンにいるバイエルンの 大使に向かってこう言った。「バイエルンがこの 10 年間に宗教的、市民的、軍事的革 命を経験し、うまくそれを乗り越えたことを認めざるを得ない。バイエルンは勇気と 忍耐を示した唯一の国家である。全世界はこの国家を尊敬し、その例に倣わなくては ならない²1。

革命に関して正しくはそれは上からの革命であった。しかしそれが行われたのはバイエルンだけではなかった。多くのドイツの国に対しても、またフランスの周辺国、とりわけオランダ、ベルギー、スイスおよびイタリアの国々に対しても、フランス革命とナポレオン時代は、1848/49 年までの時期とともに、社会史および憲政史の観点から、1500年ごろの近世の初めに起こったような、大きな変革を意味した。啓蒙専制主義の前座のあとこの時期に中世から由来しる農業、司法、軍事および経済の憲法が成立し、旧欧州社会を特徴づけた等族の枠組みと特権が排除された。メッテルニヒはまさしくこの過程においてバイエルンの特別な地位を認めたが、それはほぼすべての生活分野に亘るモンジュラの改革の幅広さと彼の大胆で組織的な構想ならびにこの上からの革命によるバイエルンの立法におけるいくつかの特異性がバイエルンに特別な色彩を与えているからであり、これは明らかにプロイセンの革命と異なっていたが、南ドイツの隣国ヴュルテンベルクおよびバーデンではそれほど大きくは異ならなかった。

マックスI世とモンジュラ

バイエルンがこの嵐のような時期を国家として生き延びただけでなく、オーストリアとプロイセンに次いで、ドイツの中位国家の中で最も強い政治勢力となったこと、また 19 世紀の立憲国家への移行を可能にし、今日までその影響を残すような形で国内の改革を行ったこと、この進展は歴史的な条件や経過と並んで、最初の国王ととりわけその宰相の個性と作業を考慮して初めて理解できる。個性が歴史に与える影響はかっては強調されすぎたものの、今日でも否定してしまうことはできない。同じ条件でも進展がどのようになるかは強く影響力の大きな個性によって決定的な影響を受ける。この時期マックスI世とモンジュラにとって、当時国家法的にまだ専制主義の体系が存続していただけにそれがより早く可能であった。当時国王は国の唯一の立法者

であった。国王は行政権と立法権を手にしていた。司法権だけが大幅に国王から独立していた。ドイツの国家はそもそも 1806 年の神聖ローマ帝国の解体によって初めて完全に主権国家となった。この主権はドイツの中位国家が内部的にその等族に対して完全な行動の自由を得るという条件を意味した。それまで等族の状態と特権は帝国司法によって保護されていた。従ってライン連邦国家は 1806 年後にようやくその等族状態を排除し、統一的な税制、法の前での平等およびその他の改革を導入することができた。

この国にこの時期いわゆる「新しいシステム」を与えたバイエルン国王とその宰相と はどのような人だったのか? 最初のバイエルン国王マックス I 世³ は 1756 年ツヴァ イブリュッケンの公爵クリスチャンIV世の弟の次男として生まれた。帝国元帥であっ た父も彼自身も統治する領主となることを考えておらず、またそのような教育も受け なかった。子供のいなかった彼の兄ツヴァイブリュッケンのカールⅡ世アウグストが 1795 年に死んだことにより、マックスは既にフランスに取られた領地の公爵となっ た。重要なのはこれで彼は帝国で3番目に大きい国家複合体のプファルツーバイエル ンの相続権を得たことであり、1799年にその政務に就いた。彼の2人の有力な隣人で あるヴュルテンベルクのフリードリヒやバーデンのカール・フリードリヒと違って マックスは何でも自分で決定しようとはしなかったが、軍隊は例外であった。彼は何 人かの将軍達と協力して独立のものにした。軍隊は国家の基本的な権力および生き残 るための要素となった。しかしマックスは別の重要な資質も持っていて、それは領主 としての教育を受けなかったために純粋に保持されていた。それは鋭い政治的直感と ある種の狡猾さ、これは多くの場合彼を現実的に判断させた、と革命時代の間の自信 の経験から育った時代の政治的および社会的変化に対する受容性とあらゆる階層の 人民と自分の言葉で彼らの問題や苦労について物分かりよく話をする社交性と才能 とであり、これはまったく愛されなかったバイエルンの前統治者とは違うところで あった。このようにマックスは領主としての強い自覚にもかかわらず助言をさせ、人 間をよく知ったうえで選び出した協力者のしっかりした根拠のある提言に耳を傾け る能力を持っていた。この性格は、当時の観察者から特に優れた人物とは評価されな かった選帝侯でもある国王マックスが、革命の危険、絶えない外国軍隊の通過、オー ストリアの併合の試み、重大な経済的、財政的困窮の激動する時代において自国の統 率者として重大な役割を果たすのに大きく影響を与えた。彼の名声は新しく獲得した 多数の領地が旧領地と一緒になって増大することおよび共通の国家意識を形成する ことを容易にした。

しかし彼の統治時代の成果は 1799 年から 1817 年まで、ミヒェル・デーベルルの言葉 によれば「当時バイエルンの発展を導いた能力のある政治家が傍にいなければ」達成 されなかったであろう。それはマキシミリアン・ヨーゼフ・モンジュラ男爵、1809年 からは伯爵⁴、であった。彼はサヴォア出身のバイエルンの将軍とバイエルンの母親 の息子として生まれた。ナンシーとストラスブールで勉学中にフランスの啓蒙主義の 文化を身に着けた。ストラスブールとインゴルシュタットで彼はドイツおよびバイエ ルンの行政法を学んだ。1799年のインゴルシュタットにおける司法試験から1785年 にバイエルンを離れるまで宮廷顧問官としていろいろなバイエルンの役職に就き、当 時既にフランスとオーストリアの外交官たちからそれぞれミュンヘンにおける最も 有能な若手官僚と評価されていた。ミュンヘンでの検閲委員として啓蒙主義と闘うか わりに助長し、1785年にほとんどの検閲職員の同僚と多数の他の役人や聖職者と同様 にそのとき摘発された光明会の会員であったことが発覚したので、選帝候カール・テ オドアの不興を蒙った。しかしこの教団で彼は重要な役割を果たしはおらず、教団の 指導者ヴァイスハウプトのよく知られた手紙によれば、教団から距離を置いていた。 この秘密結社はこれまで信じられていたようなモンジュラの将来の行動にあのよう な指導的な意味を持っていなかった。光明会は具体的な政治的および社会的プログラ

ムを持っていなかったから、このことは不思議ではなかった。若いモンジュラはカー ル・テオドアの国家では俸給が得られる職につける望みがないと思ったので、1786年 ツヴァイブリュッケンのカール・アウグスト公爵の宮廷に転職した。彼はツヴァイブ リュッケンにいる間に公爵がオーストリアの領地交換および併合計画に対してバイ エルン国家の自立と不可侵性を護るのに貢献した。嫡出子のいなかったバイエルン選 帝候カール・テオドアはオーストリアの領地交換の提案、たとえばバイエルンとオー ストリア領ネーデルラント、今日のベルギー、との交換、に乗り気であった。しかし 最も重要な父系親族であり、遺産相続人であるツヴァイブリュッケンのカールⅡ世ア ウグストの同意なしにはこの計画は実現できず、実際にそれはカール・アウグストの 同意拒否、1785年のフリードリヒ大王による領主同盟に設立、およびそののちの革命 戦争によって挫折した。モンジュラは主君の命を受けてツヴァイブリュッケンから信 頼できるバイエルンの官僚たちと等族の助けを得て主君がミュンヘンで政務に就け るように、またそのあとで計画した改革を準備した。1793年カール・アウグストが、 フランス軍が侵攻し、彼の豪奢なカールスベルク城を破壊したので辛うじて逃げたと き、モンジュラはフランスとプロイセンが争っているツヴァイブリュッケンに留まっ た。1795年ライン川を越えてマンハイムの主君のところに辿り着いたあと、彼の敵対 者にジャコバン党との協力の罪を着せられ、公爵カール II 世が 1795 年死ぬまで不遇 であった。しかし1796年彼は新しい公爵マックス、のちの最初のバイエルン国王、の 重要な政治的助言者に昇進した。

モンジュラは既に任用される前の 1796 年 9 月に当時プロイセンのアンスバッハに亡命していた新しい公爵マックス・ヨーゼフにバイエルンのその後の内部改革のためのプログラムを提示したが、それにはのちに実際に実行された多数の措置が含まれていた 5 。また多数のばらばらの領地から成る旧プファルツ - バイエルンの領土をひとつの現代的な管理可能な、またモンジュラの意図によれば統一的な国家意識で満たされた偉大な中位国家に、フランケンとシュヴァーベンにおいて土地を整理することも併せて、変えるという外形的な改革を既に 1997 年、ラシュタット会議の前に、詳細な報告書と指示書にまとめていた。彼の当時の計画は既にのちのナポレオン時代の講和交渉の際にほとんど偶然のようにこの形に成った大きな全バイエルン国を彼の現代的は地理的形態における目標として掲げていた 6 。ただ当時まだプロイセンのものであり、従って取り入れることができない方伯領アンスバッハとバイロイトは 1797 年のモンジュラの計画から除外されていた。ドイツの近代史で領主と指導的な大臣がこのようなまとまった具体的なプログラムを携えて政務に就き、その構想を基本的に実現したのは稀な事例である。そして改革はバイエルンが当時欧州における 7 つの戦争に参画しなければならないにも関わらず行われたのであった。

出発点の条件はこれ以上ひどいものはないほどであった。モンジュラ政府の最初の平和な年である 1802 年に選帝候は現状に基づいた現代バイエルンの最初の国家予算を作らせた。その結果はグルデンを単位として次のようなものである。国の歳入 600 万、歳出 900 万、当時確認できた負債 3,000 万。この負債はマックス・エマニュエルなどマックス・ヨーゼフの前任者たち以来のものである。ナポレオン時代に新たに獲得した多数の領地はまずはバイエルンにとって負担となった。というのは、国はこれらの領地の多額の借金や負債を引き受けねばならず、一部は短期に返済しなければならなかった。それにもかかわらず、多くの大国が経験したような国家破産をいつも避けることに成功した。しかもそれはナポレオン戦争の膨大な負担と分担金にもかかわらずに成功した。モンジュラは選帝候である国王を心理的に巧みに取り扱うことを心得ており、1799 年から 1817 年まで 18 年にわたり国王に支持され、オーストリアとプロイセンに次ぐこの大国をほぼ制約を受けずに政治を行った。外務省から、というのは1918 年まで憲法による首相官邸が存在しなかった、モンジュラは全政務を率いた。外

務省の他に彼は1806年から内務省、1803年から1906年までと1809年以降財務省も率いた。モンジュラ伯爵夫人は独自の見方で自分の主人に対する評価を次のように劇的な表現で述べている。「外務大臣としてこれ以上の人は得られないでしょう。内務大臣としてはまあまあですが、財務大臣としては絞首刑に値します」。⁷彼女は彼がお金をあまりにも低く評価していると言いたかったのであろう。実際に世俗化による収入にもかかわらず国の負債は増え続け、ルートヴィヒI世の長い平和な時代になってようやく次第に減っていった。しかし評価はあまり高くなかった。

1799年 - 1816年の救済、拡大および土地整理

選帝候領プファルツ - バイエルンは旧バイエルン系が絶えたあと 1777 年から 1779 年 までカール・テオドアの下に統一されたが、現代のバイエルンよりずっと小さい訳で はなかったが、それは下ラインとアルプスとの間の異なる憲法、固有の財政、別々の 経済圏を持つさまざまな候国の同君連合であった。ユーリヒ、ベルクおよび選帝候領 プファルツとツヴァイブリュッケンを失ったあと、その補償として 1803 年から 1816 年の間に230以上の新たに獲得した教会領および世俗領が加わったが、そこには候国、 共和制都市、帝国騎士の小支配領があり、そこにカトリック、プロテスタント、フラ ンケン、シュヴァーベンの住民がいた。この複合体を驚くべき短期間に全体をひとつ にまとめたことはなんといってもモンジュラ政府とその多数の有能な役人の功績で ある。多数の新しい領地を旧領地に融合させ、新しいバイエルンを共通の立法とすべ ての点で拘束力のある国家意識を持つひとつの統一的な管理された国家に変換する という課題はモンジュラ時代の改革の主要な外的動機であった。ヴュルテンベルクお よびバーデンについて問題は同様であったが、一方シュタインとハルデンベルクの下 でのプロイセンの改革については異なる出発点から始まった。プロイセンは 1806 年 の敗北のあと分断され、エルベ川の東の田舎だけが残った。ここでの外的動機はナポ レオンがプロイセンに課した巨額の分担金のためのお金を工面することであった。や がてプロイセンの指導者達はまた適切な機会にロシアやオーストリアと組んでナポ レオンに対して反旗を翻すことを試みるという計画を立てた。それには防衛憲法を まったく新しい根拠に基づいて作成することが必要であった。フランスをお手本にし て国民軍を設立することは人民が国家に関心を持つことによってのみ可能であった。 また南ドイツの国々の指導者達はこのような危機の時代には臣民の賛意と協力がな ければ凌げないことを知っていた。しかしこれらの国々は負けず、小さくなるどころ か拡大した。

南ドイツ、特にバイエルンにおける改革はナポレオンのフランスをお手本にした上からの中央集権的な性格が見て取れるが、当時のその効果については疑いの余地はない。中央集権的な性格は今日までバイエルンの国家機関に残っている。しかしプロイセンおよび南ドイツ - ライン連邦国の双方の改革モデルにおいては別の衝動が働いた。それはフランス革命の要求、その一部はナポレオンがようやく永続的な形で残したが、が未解決のままになっていたことであった。それはつまり法の前での平等、税金の平等、一般兵役義務、すべての役所へのアクセス、行政および司法の合理的な再編、すべての侵攻の平等な権利、自然科学 - 技術分野に特に重点を置いた教育の拡大、手工業のギルド強制の廃止および一連の農民解放における土地への拘束の廃止による労働力の解放などである。ドイツ諸国における官僚はアダム・スミスが述べた自由貿易の考えを80年代以降にはもう持っていた。ナポレオンの大陸封鎖によって一時的に欧州の貿易が阻害されたにもかかわらずその考えは有効であった。さらに当時の

どの主なドイツ諸国においても市民の能力と素質の向上の可能性を少なくとも容易にする努力をしようという新人文主義の影響があった。

バイエルンの外的および内的歴史に対してナポレオン戦争の劇的な経過はその電撃的進軍、決定的な会戦、欧州がそれ以前にはせいぜいアレキサンダー大王、ハンニバル、カエサルおよびカール大帝しか知らない国家の崩壊でもって決定的な影響を与えた。1803年から1816年の13年間、国土の集中計画と旧バイエルン、シュヴァーベンおよびフランケンにおける土地整理に関して欧州政治の劇的な変化が与えた機会をうまく捉えたことは、重要な歩みをあまり速く、また急いで進めなかったにせよ、この政府の外交的功績であった。

新選帝候とその大臣が1799年に政務に就いたとき、第2次同盟戦争が勃発した。バ イエルンには 100,000 名を超えるオーストリア軍がいて、バイエルンは皇帝側で戦争 に参加しなければならなかったが、1800年オーストリア軍がホーエンリンデンの戦い で敗れるとそれに巻き込まれて多大の人的損害を出し、オーストリア軍に置き去りに され、モロー率いるフランス軍に600万グルデンの軍税を支払わねばならなかった。 これは国の歳入の1年分よりも多い額であった。この時からバイエルンとヴュルテン ベルクの政治がフランスと組むという新しい方向に向き始め、1805年に成立した。ま た中立のプロイセンは 1801 年以降ずっとバイエルンに領地の補償要求の片を付ける ためにフランスと交渉するように助言していた。戦争の間、バイエルンでは新しく強 い反オーストリア、親フランスの空気が等族にも人民、特に農民、に拡がった。また フランス革命の最初の年から南ドイツに存在したジャコバン的な潮流が 1799 から 1801 年にかけてバイエルンで活発なジャーナリズムと改革志向の市民階級および官 僚の一部で目立つようになった。フランス軍自身は 1796 年の南ドイツを通行したと きと同様に 1801 年でも革命の潮流を支援することは無かった。フランスでは既に第 一統領のナポレオンが統治していた。彼は、前の首脳陣による政府と同様に、大ドイ ツあるいは南ドイツ共和国もイタリア共和国もフランスに隣国として望んでいな かった。おまけに南ドイツのジャコバン党は見込みのない少数派であると見なされて いたので、ナポレオンは人気のある王朝と当時有能な政府を擁するこのドイツの中位 の国をハプスブルク家に対する釣り合い重りとして支援することに決めた。一方バイ エルンは繰り返し現れるオーストリアによる併合計画から身を護るにはフランスに 頼るしかなかった。

1803 年の帝国代表者主要決議は中部ヨーロッパの地図における分散地整理の重要な 第一歩であった。帝国の世俗国家たちはフランスに取られたライン左岸地域、これは 1801年のリュネヴィルの和約で最終的に世俗化されたのであるが、に対する補償を獲 得した。しかし実際には一部ではこれらの国の領地拡大は失った領地の何倍にもなっ た。この補償計画はフランスとロシアが共同で作成した。彼らは仲介者であったが、 フランスが主導した。1801年から1803年に莫大なお金がフランスの仲介者と外商タ レイランおよびその主立った協力者の懐に流れ込んだ。1803年の帝国代表者主要決 議、帝国法⁸、は約900年を経た帝国憲法を根本的に変え、全部の司教領と大多数の 帝国都市を帝国の大きな世俗領に分配した。バイエルンの獲得地はモンジュラが既に 1797年に作成した領地整理計画にほぼ沿ったものであった。バイエルンはヴュルツブ ルク、バンベルク、アウグスブルクおよびフライジングの司教領およびアイヒシュ テット、パッサウおよびザルツブルクの教会領の一部およびフランケンとシュヴァー ベンにある 13 の帝国領と 15 の帝国都市を得て、これによって失ったライン地区より も少し多くを獲得した。この帝国代表者主要決議をもって教会国家の例外を除いてド イツだけにあった聖職者の領地は無くなった。聖職者領の一部は既に改革時代にプロ テスタントのドイツ国家のために取り上げられていた。しかし教会国家の多くはこの とき初めて分配された。世俗化の原則は 1797 年のカンポ・フォルミオの和約のあと

フランス、プロイセンおよびバイエルンの圧力により 1798 年のラシュタット会議において帝国代表者によって決議された。司教領は帝国と文化、特に造形芸術に対して大きな功績があった。しかしこれらは、小さな世俗領と同様、現代的な国家を形成することが出来なかった。その多くはさまざまな支配権の寄せ集めに過ぎなかった。そこの人民は多くの場合穏当に扱われていて、世俗国家よりも租税で苦しめられることは少なかったにも関わらず、少なくともバイエルンに分配された聖職者領では人民からの反対もさしたる不満のデモもなく併合が行われた。また教皇庁や当該の司教自身からも重大な抗議はなかった。何よりも帝国君主である、最高に自立した貴族的なドイツの司教がその頃フェブロニウス主義とミュンヘンの教皇大使館を巡る争いの危機でローマに重大な困難をもたらした 9 。19 世紀において司教が引き続き領主に留まっていたならばカトリック教義の更新はほとんど不可能であったろう。今後ドイツの司教は一般にもはや帝国貴族ではなく、市民階級および農民階級から出る。世俗化のこの曲面、つまり聖職者の領主の廃止、は既に 18 世紀に世間で議論され、決して驚くようなものではなかった。

世俗化とひとまとめにされている二つ目の措置、つまり個々の世俗的ドイツ国家およびこの世俗的ドイツ国家の内部で分配された補償国における帝国直轄でない修道院、いわゆる非直轄修道院および宗教財団の廃絶に関しては異なっていた。このいわゆる教会財産没収は当初は予定されておらず、ずっと後になって帝国代表者主要決議に取り入れられた。帝国の、またバイエルンの改革の結果として消滅しなかったほとんどすべての修道院で没収と廃絶が行われた。オーストリアだけが例外であった。20年も前に皇帝ヨーゼフII世が約800の修道院を廃絶していた。当時の修道院廃絶の波を生き延びた宗教団体、これは特に上および下オーストリアの大きなベネディクト派の大修道院であったが、は存続することができた。これらは当時の帝国の地域で古い図書館、文庫、工芸品を保持し、連続性を保ってきた唯一の修道院であった。

1805 年第三次同盟戦争が避けられそうもなくなったとき ¹⁰、オーストリア軍はバイ エルンとの国境に進軍し、一方ナポレオンはブローニュの陣地に兵を置いて、そこか らイギリスへの侵攻を計画していた。オーストリアは大臣トゥーグートの下にこの戦 争を最終的なバイエルン併合に利用しようと考えていた。国家としても王朝としても 自己保存のためにバイエルン・フランス同盟が必要であった。プロイセンは 10 年前 の 1795 年から中立となり、反フランス前線は崩壊していたが、バイエルンに急いで フランスと同盟するよう助言した。問題はヴュルテンベルクとバーデンにとっても同 様であった。ナポレオンはそれまでの戦史で知られていなかった速さで運河河畔から 南ドイツに進軍し、バイエルン政府にとっては時間稼ぎのため8月に締結したフラン スとの契約を秘密に保つことが重要であった。1805年9月にオーストリアの元帥シュ ヴァルツェンベルク侯爵がニンフェンブルクに現れて城を包囲し、その皇帝とロシア 皇帝の名においてバイエルン軍をオーストリア軍の下に組み入れるよう最後通告と して選帝候に要求した。モンジュラと他の大臣たちは選帝候を動かし、オーストリア 人を見せかけの交渉に引き留め、まず時間稼ぎのため皇帝フランツへの使者をウイー ンに送り、その間にバイエルン軍をこっそりとオーストリア軍の届く距離から引き揚 げて上プファルツに集めさせた。ナポレオンは軍を急がせ、ウルムでオーストリア軍 に勝ったあとバイエルンに入った。ヴュルツブルク要塞に亡命していた選帝候マック ス・ヨーゼフがまず行ったのはその前にフランスと締結した契約の批准であった。他 の南ドイツ諸国も同じことを行った。選帝候とその大臣達がフランスとの同盟を決め たのは国家的理由だけでなく、当時すべての階級の特に旧バイエルンで一致した意見 として同時に近代的で、公正で、能力のある国家および行政の形に対する決定を意味 したことに疑いを入れない。19世紀の小ドイツの歴史書がこの南ドイツの行動を非難 して言っているのは歴史を無視している。というのはこれらの歴史家はプロイセンが 1795年以降演じた役割に触れていないからである。

ナポレオンは次々と勝ち続け、1805年ウイーン侵攻とアウステルリッツの三帝会戦で フランス軍勝利のあと、ロシアを戦争から締めだし、プロイセンはフランスとの同盟 に署名したので、オーストリアは最終的に停戦に追い込まれた。南ドイツ諸国の軍は すでにこの進軍にフランス側で参加した。各政府は1805年12月にフランスとブルー ノの契約を締結していた。この契約とプレスブルクの和約によって中央ヨーロッパ領 土の新たな分配が始まった。バイエルンはデュッセルドルフ近くのベルク公国をナポ レオンの義弟ミュラに譲らなければならなかったが、代わりに辺境伯領アンスバッハ を得た。ヴュルツブルクは 1814 年まで暫定的に皇帝の弟のハプスブルクのトスカナ 大公の手に渡ったがバイエルンは代わりにティロールと領主司教領ブリクセンとト リエントを得た。バイエルンの交渉人グラーフェンロイト男爵はこれで満足しなかっ た。というのはヴュルテンベルクがボーデン湖地方とアルゴイ地方を得ることになっ ていたからであった。彼はタレイランともう交渉することはしなかった。というのは、 タレイランはヴュルテンベルクから賄賂を貰っていたからである。グラーフェンロイ トはナポレオンに会うことに成功し、自分の立場を説明した。ナポレオンは「何? まだ充分でないと?」と尋ねた。そして地図を示して言った。「よかろう、取りなさ い」。こうしてグラーフェンロイトはバイエルンのためにフォアアールベルクとアウ グスブルクとリンダウを含む現在のバイエルン州シュヴァーベンを得た ¹¹。 タレイラ ンが呼ばれ、最初はヴュルテンベルク王の利益のために命令に逆らった。ナポレオン はそれを遮り、叫んだ。「署名しろと言っているんだ!」。これらのことは領地整理委 員会での交渉を思い出させた。バイエルンとヴュルテンベルクは王国を布告する権利 を得た。この格上げは 1805 年秋の同盟交渉の際にすでに皇帝フランツからバイエル ンの選帝候に提案されていた。ナポレオンは1805年から1806年への変わり目にミュ ンヘンに滞在したが、その際に義理の息子のウジェーヌ・ボアルネ、イタリア副王、 とバイエルン王女アウグステとの結婚の交渉がまとまって、バイエルン・フランスの 友好的な雰囲気が最高潮に達した。この時から両者の関係は冷え始め、最初の数年は ゆっくりと、1810年以降は急速になった。

しかし1806年7月のバイエルンのライン連邦への参加、ナポレオンおよび16のドイツ諸侯によるライン連邦文書への署名により、この同盟の国民的また国家的権利が固定化した。この署名に先だってバイエルン指導部内の激論およびバイエルンとヴュルテンベルクとの間の相談が行われた。両国は参加への大きな圧力があってようやく動いた。彼らはブルーノの契約によって公式に認められた主権を連邦に引き渡したくなかった。その後援者は当時どのドイツの皇帝も可能ではない暴政を敷くことが可能なように思われた12。

モンジュラは加盟を推奨した。というのは、彼は加盟によって達成可能な領土的および政治的利点が持続的に続くというナポレオンの権力の座が一時的なものであることを正しく見通していたからであった。彼の国王およびヴュルテンベルク王と違って、これでもって帝国を崩壊させることができるかもしれないという考えも彼を妨げなかった。ライン連邦文書の批准のあと 1806 年ライン連邦の加盟国は帝国から脱退を宣言した。1804 年にすでにオーストリア皇帝の肩書きを名乗っていた皇帝フランツII 世はそれに続いて、ナポレオンの圧力もあって帝国皇帝の冠を脱いだ。約 900 年のドイツ聖ローマ帝国は改革とナポレオン軍の打撃の下に崩壊した。

ライン連邦加盟の主な利点は新しい領土の獲得、つまり帝国騎士領の皇帝直属剥奪とまだ残っている小さな世俗領主領および大きな領地を持つ帝国都市ニュルンベルクの獲得であった。ライン連邦の危険性についてバイエルン政府はヴュルテンベルクの国王フリードリヒと共に回避する方法を知っていた。またナポレオンがプロイセンとロシアに対する華々しい戦争を終え、1807年のティルジットの和約のあと、彼の権力の最高点にいたときも、ライン連邦に憲法を与えることができなかった。この憲法は加盟国の主権を制限するもので、領主司教ダールベルクとそのあとフランスの外相

シャンパーニュがナポレオンに提示したものであった ¹³。 バイエルンとヴュルテンベ ルクが抵抗したので、ナポレオンは個々のライン連邦加盟国の主権をフランスが主導 する中央集権的あるいはまた連邦制で統治する連邦政府の下に置こうとする努力を 真面目にやらなかった。1806年から1813年のライン連邦は、崩壊するまで保護者ナ ポレオンに兵士と進軍する土地を提供する目的を満たす、主権国家の単なる軍事同盟 に留まった。1808年ナポレオンが国王マックスとモンジュラとミラノで会談し、バイ エルンおよび他のライン連邦国家が国内関係、機関、そしてなによりもその権利をフ ランス帝国のものと同様にするように要望したとき、モンジュラは帰国して数日後に 1808年のバイエルン憲法の草稿を書き上げた。これは国に統一された組織を作り、こ れまでに行われた改革を一つのシステムに成文化するものであった。フランスの法律 家が作成したヴェストファーレン王国の憲法は非常に大きな影響を与えたが、しかし バイエルン憲法は基本的な点でお手本を真似ず、ヴェストファーレンよりもずっと大 きなバイエルンの独立性を文書化した。この憲法でモンジュラは、ナポレオンが全ラ イン連邦に共通の連邦憲法を作る、あるいはフランスの市民法「ナポレオン法典」を バイエルンに押しつけようとする試みを予防した ¹⁴。 またその後も同様にナポレオン がバイエルンの内政に干渉しようとするあらゆる試みを挫折させた。

1809年オーストリアがイン川を越えてナポレオンに対して新たに戦争を始めたとき、 ウイーンが期待した北ドイツの叛乱は起こらなかった。1806年にプロイセンがその戦 争で孤立したように、オーストリアは孤立した。バイエルン軍はランツフートの近く で 6、7 倍も優勢なオーストリア軍に耐えていた。ナポレオンは急いでこちらに進軍 し、バイエルン軍とヴュルテンベルク軍の協力のもと敵をアーベンスベルクとエッグ ミュールで打ち破った。レーゲンスブルクを奪取したあと、その際に街はひどく破壊 されたのだが、フランス軍にとってウイーンへの道は開かれていた。この電撃的な進 軍 ¹⁵ はもう一度ナポレオンとバイエルン軍を結び付けた。しかしフランス帝国とバ イエルン政府および人民との関係はこのときから急速に悪化を始めた。それにはいろ いろな理由があった。バイエルンではフランス人の助けによりオーストリア人の圧迫 が取り除かれたことを喜ぶ一方で、フランス軍が物やお金に途方もない要求を出すこ とに幻滅が増大し、一部ではそのために困窮するようになった。旧姓アルコ伯爵夫人 のモンジュラの妻はその率直さの故に夫の政治を何度も危機に陥れたが、1806年に既 にフランス外相タレイランに、バイエルンはちょうどユダヤ人がキリストに期待した ようにフランス軍がバイエルンから引き揚げるのを熱望している、と言った。彼女は いつもフランス贔屓だったが、と次のように言った。「私は貧しい祖国の費用で生活 し吸血鬼のような人を軽蔑します ...。世界が創造されて以来、この同盟軍ほど貪欲で、 果てしなく、それを支払うそぶりも見せずに駐留するのを見たことがありません」 16 。 ランツフート大学に中心として現れたロマン主義運動は 1809 年のオーストリア戦争 への共感を隠さず、雰囲気の高揚に貢献した。これに加えて 1808 年からの大陸封鎖 が、バイエルン政府がドイツ北岸、オランダあるいはバルカンから密輸入されるイギ リス製品の輸入と販売を支援したにもかかわらず、バイエルンのさまざまな産業分野 に経済的な不利益をもたらした。フランスはバイエルンにその自由な関税システムを フランス製品に一方的に有利なように変更することを強要した。これはひどく損害を 受けたシュヴァーベンの布および毛織物産業に古い販路を確保する、1808年のバイエ ルンとイタリア王国との貿易契約を妨害した。バイエルンはバイエルンで大陸封鎖に 関するナポレオンの規定を意識的にかいくぐった¹⁷。経済的、政治的利益からバイエ ルンは、ナポレオンの優位が崩れた場合にバイエルン国の存続がナポレオンの敵に保 証されるように同盟の変更を促進しなければならなかった。

フランスによる同盟国への一方的な搾取と連動して、ナポレオンの同盟国への態度も 硬化していった。スペイン戦争の開始、教会国家の占領、教皇の追放、大陸封鎖の絶 え間のない強化、オランダと北ドイツの併合に現れる彼の無節操はますます不愉快に 感じられた。「お黙りなさい、バイエルン国王!」とナポレオンはエアフルト会議の席上でこの言葉で同盟者であり縁戚でもある国王マックス I 世を他の君主達のいる前で遮った ¹⁸。1809 年のティロールの叛乱の際に、数年前から秘密裡にミュンヘンで反ナポレオン運動の中心となっていたバイエルンの皇太子ルートヴィヒが特にティロール人と調停をしようとしたのでフランスの司令官ルフェーブルと衝突したとき、まずルフェーブルとナポレオン自身はバイエルン皇太子を銃殺刑にすると脅した。とはいっても強硬で無理解なバイエルンの官僚政治が基本的にティロールの叛乱に加担していたのでフランス人の言い分もまったく不当という訳ではなかった。モンジュラの政府はもうバイエルンはいて欲しくない、非常に熱心な世俗化政府委員をティロールに送った。そこで彼らは容赦なく修道院を廃止し、人民の古くからの権利、とりわけ自治と租税と兵役に関する特権を無視した。皇太子ルートヴィヒはこれらを間違いと認識し、これが繰り返されるのを止めようと努力した。

国王と大臣モンジュラはそうは言ってもとりあえずはフランスとの同盟するしかな いことが分かっていた。1809/1810年の冬にオーストリア敗北のあとドイツに領地の 分配を巡って駆け引きがまた始まった。他のドイツの君主と大臣と同様に、マックス I世とモンジュラはパリでそれに加わった。バイエルンは南ティロールをイタリアに、 他の地域をヴュルテンベルクに割譲しなければならなかったが、その代わりバイロイ ト、レーゲンスブルク、暫定的ではあるが、ザルツブルクとイン地区を得た。バイロ イト地区だけでも補償として1年の歳入ほどの金額をフランスに払わねばならなかっ た。多くのバイエルンの地方、特にフランケン、ティロールおよびフォアアールベル クでフランス占領軍に対する騒動や叛乱が再々目立つようになったので、バイエルン は内政に関するナポレオンの干渉を妨げようと努力した。ナポレオンはスペインでの 戦争にますますかまけていたので、おそらくそれには至らなかっただけであった。こ の殺戮戦争 - 双方とも捕虜をほとんど作らなかった - はティロールの叛乱と同様に、 通行困難な地域で決意の固い、自身の自由のために戦う人民の抵抗が、大国特にこの 場合イギリスが支援したので、当時の現代的な軍隊に対して可能であるということを 示していた。これはヨーロッパにとってもナポレオン自身にとっても新しい経験で あった。

1812年ナポレオンが大陸における最後の強敵ロシアに進軍を始めたとき、ドイツ諸国 は60万人を越える大陸軍の1/3以上を提供しなければならなかった。バイエルンの分 担分はオーストリアやプロイセンよりも多かった。同行した 33.000 名のうち 30.000 名の命が失われ、今日もそれをミュンヘンのカロリーネン広場のオベリスクで読むこ とができる。この出来事によってバイエルンと南ドイツ諸国における世間のナポレオ ンとフランスへの共感が失われ、無敵であるという光背が崩壊した。1813年4月ロシ アとプロイセンがナポレオンに向かって進軍する際にドイツの諸侯に対して、王位か ら追放される危険を冒したくなければ彼らと同盟せよと要求されたとき、バイエルン は直ちに全力を挙げて新しい軍隊を整えることにとってしかその独立性を維持する ことはできなかったし、それが両者にとって重要な鍵となった。秤の針は 1813 年 8 月まで中立を保っていたオーストリアであった。マックスI世がフランスの同盟者を 見捨てることを躊躇する一方で、皇太子ルートヴィヒは逆にナポレオンの敵と組むこ とを推奨し、モンジュラと司令官ヴレーデは 1813 年夏に秘密の交渉において新たな 同盟変更の前提条件をまとめることに成功した¹⁹。ロシア皇帝アレキサンドルI世は 亡命して生活しているシュタイン男爵の助言を受けて、バイエルンが過去 10 年間に 獲得したものは剥奪すべきだと迫った。それまでのオーストリア政府よりは思慮深い メッテルニヒ政府のオーストリアはこの提案に乗らず、バイエルンに必要に迫られそ うになっている割譲に対して完全に補償することを保証した。ロシア、プロイセンお よびイギリスはこの提案にその後やむをえず加わった。連合国によるバイエルン国の 完全性が保証されてようやくマックスとモンジュラがナポレオンに致命的な離反を

決行する前提条件が整った。バイエルンが 1813 年 10 月のライプチヒ会戦の際にはもうナポレオンの敵側の陣にいたということは戦争の行方と同盟国に対するバイエルンの立場に重大な意味があった。他のライン連邦の諸国もこれに続き、ザクセンとヴュルテンベルクの隊の一部は会戦の最中にナポレオンから決別した。ナポレオンはバイエルンの同盟変更を厳しく罰してミュンヘンを火の海にしてやると言った。しかし彼にはもうその機会は与えられなかった。バイエルンではその他のドイツ諸国と同様に多数の人民が自由意志で武器を取った。ライン連盟は崩壊した。バイエルン軍は1814 年のフランスへの進軍に参加した。

ウイーン会議のまだ始まる前にパリにおけるバイエルンとオーストリアの2国間条約に基づいて領土の交換が行われた。つまりバイエルンはティロール、フォアアールベルク、イン地区およびザルツブルクの大部分をオーストリアに割譲し、それに対して大公領ヴュルツブルクとアシャッフェンブルクを得た。1816年のミュンヘン条約によってさらにバイエルンはライン左岸のプファルツおよび下フランケンの残りの部分を得ることになった。プファルツとフランケン地方はことなる社会構造だったので19世紀および20世紀のバイエルンの議会政治と経済の発展に重要な影響を与えた。バイエルンはプロイセンと同様に、ライン左岸地域において革新的なフランスが導入した改革や制度を存続させた20。そこではライン右岸のバイエルンがようやく1848および1862年に定着させたこと、たとえば荘園制や世襲の裁判権、裁判の公開および口頭弁論、陪審裁判所、司法と行政の分離、県に対する地方官僚、自治体のレベルにおいても同様、といったことであった。

ライン連邦の形によるフランスとの同盟でバイエルンが実質的に得たものは国王の称号ではない。これは純粋な外形的な格上げであって、皇帝から得られたかも知れないものである。またそれは国土の拡張だけにあるのでもない。バイエルンの領土と住民の増加はフランス革命前のヴィッテルスバッハ家の所領に対して 1816 年の状態はおよそ 1/3 である。決定的な獲物はなによりも国土の整理と集中であり(ライン左岸のプファルツを除く)と自国内にある外国の飛び地の排除である。これによって初めて統一的、近代的、中央集権的な、共通の関税国境に囲まれた、オーストリアに対しては自然国境で護られた国家を建設することが出来た。とりわけ 1805 年のプレスブルクの和約で得たバイエルンの主権も大きかった。両方の要因、つまり国土の整理と統一ならびに主権が国内の改新作業の前提を作った。

1818年の憲法までのバイエルン国の近代化21

国と王朝との関係に関して、モンジュラはプロイセンとオーストリアで既に 18 世紀の啓蒙専制主義のもと始まっていた発展の遅れをバイエルンに取り戻した。バイエルンはこれらの国よりも一歩前進した。それは王朝と国との間の観念的、権利的分離であり、それまでバイエルンでまだ一般に支配的であった、国は君主家の所有物であり(18 世紀末)世襲財産であるという解釈の打破であった。モンジュラは契約説の信奉者であった。1801 年オーストリアの公使は、この大臣は「社会契約(pacte social)」の解消の危険について話している、と憤激して報告している。しかしモンジュラは同時に王制の最強の支柱でもあった。彼はその改革作業、真の「上からの改革」は強い地位を持つ啓蒙君主の助けがあってのみ実行可能であることを知っていた。その間に彼は君主制を国家憲法に組み入れた。1808 年の憲法により君主は国の機関となった。王家財産を含む「支配権の国有化」が実行された 22。ヴィッテルスバッハ家はこれでもって他の主なドイツの王家よりも自発的に大きな物質的犠牲者となった。国王の統治文書にはこれ以降所轄大臣の副署が必要となった。

啓蒙主義で考えている合理的に細部まで組織された国家の高度に張り詰めた主権および統一の要求は飛び地や国から委譲されていない固有の権利や「国の中の国」を許さない。それゆえに 1802 年から 1806 年の間の国家連合にある帝国騎士領の合併を巡る執拗な争い、1807 年の最初の郵便事業の譲渡、教会政策および自治権の国有化などがあった。

モンジュラのもとでバイエルン国が改革した多数で広範囲の措置の中で、長い間最も知られており評判の悪いのは世俗化、特に修道院の全面的廃止であった。これは、地方の自治権の排除と並んで、この政府の作業の中で最も汚点をされているものである。しかし異なった見方も必要であると思われる。「世俗化」の概念は当時二つの同時に、しかし別々に行われた国家権力的な過程と財政的な事象とを意味している。ひとつは領主教会領を帝国の大国間で分配することであり、もうひとつは国の中にある帝国直轄でない修道院や財団の国のための廃止である。最初の措置、つまり領主教会領を帝国の世俗的大国で分配、理屈としてはフランスに併合されたライン左岸の損失に対する補償、は既に 1797 年に取り決められた事項であった。この措置は当時どちらの側からも議論する必要のない、外交的な経過であった。

もうひとつは自国内および新たに獲得した地域の修道院や財団である。1803年の帝国代表者主要決議はドイツ諸国に修道院の廃止およびその所有物の自由な処分を任せたが、これは1802年まで全く予想されていなかった事柄であり、一部にはバイエルンの外交活動に帰されるものであった。彼らはこの問題につてフランス、ロシアおよびプロイセンに働きかけた。バイエルンはすでに1803年の帝国代表者主要決議、つまり帝国法より以前にこの措置を合法化し、1801年と1802年に(身分制度によって護られていない)托鉢修道会の修道院を廃止し、その他の修道会の所有物を記録し、没収を始めた。

バイエルンはその世俗化の権利を最大限に利用し、国内のほとんどすべての修道院を廃止した²³。非常に仮借のない措置は他のドイツ諸国より際立ったものであった。価値の高い文化財や美術工芸品は破壊されたり、下級官僚によって横領されたりした。とはいっても幸いなことに華麗な修道院教会で破壊されたのは少数だけで、司教区がその維持費用を引き受けたがらないものだけが失われた。この急進的な世俗化には疑いもなく啓蒙主義のイデオロギーに根ざす動機があった。さらに政治的理由があった、つまり高位聖職者を排除することによって身分制湖に突破口を開こうというものであった。しかし明白な最大の動機は戦費で脅かされている国の財政状態であった。実際にモンジュラのもとで修道院の財産の没収と売却で得たものは修道院の森を除いて少なかった。バイエルンの市民で資金力のある層はまだ薄かったため、ちょうどフランス革命のときと同様に売り立てが膨大となったので売り上げは多くを望めなかった。僅かな収入は修道院のその後の費用と戦費で食われてしまった。土地投機家が最大の受益者であった。

今日の国有林の主要部分を占める広いかつての修道院の森を除いて、国および公衆が得たものは学問的および芸術的分野であり、従って数字では把握しにくい。国が廃止した財団や修道院の図書室や資料保管所から没収した - その際に多くが失われたのだが - 史料、古文書、写本、書籍などの大部分をミュンヘンに集めたので、バイエルンの首都は人文科学研究の中心地となった。また修道院の自然科学の蒐集物も当時としては相当なものであった。このように廃止した修道院から美術館や博物館に持って来た工芸品は古くからのヴィッテルスバッハ家の蒐集品と併せてバイエルン国の美術品コレクションや博物館の基礎となった。政府は教区教会のかなりの資産には手を触れなかった。むしろ逆にモンジュラは彼の以前からの計画を実現し、教区の連係を密にし、司祭や助任司祭の一部非常に悪い扶助や育成状態を改善した。モンジュラはバイエルンに債務による司教区の破産を導入した。このようにして彼の政府のもとで早

期に努力したことで、結局締結されなかったものの 1817 年の政教条約の準備が行われた。

修道院の廃止がどの程度の影響を国の社会文化に及ぼしたかという重要な問題について最近の 20 年間にいくつかの例に関して研究が行われた。それによると、世俗化は一般的に国の財産の構造もまた農民や手工業者から見て古くからの修道院村や市場を改善しなかったと思われる。それどころかいくつかの人民の群、特に修道院の仕事に従事していた多数の職人や芸術家に不利益をもたらした。彼らの多くは零細農民となり、これは社会的な没落のみならず、特有な能力が次第に失われることになった。教養学習センターとしての修道院も同様に失われた。非常に間接的ではあるがプラスの効果もあったと考えられる。それは修道院の代わりに国が修道院従属農民、これは旧バイエルン農民の 50% 超にも達していた、の地主になることによって農民解放が加速されたことである。しかし上位地所所有者の交代、いわゆる農民解放、は疑いもなく、修道院廃止がなければその時点まで農民の地主は貴族か国であったから 1848年まで起こらなかったであろう。1818年のモンジュラの覚え書きに代表される見解とは違って、今日では急激な修道院廃止は国にも社会にも決定的な利点はなかったし、少なくとも法治国家にふさわしい上品な措置ではこれよりうまく達成し得ないというような利益はなかった。

モンジュラ自身が属している貴族への改革は先入観にとらわれず、先見の明があり、成功した。フランス革命中の 1792 年に若いモンジュラが戦いを続けているツヴァイブリュッケンからバイエルンの友人男爵ザインスハイムに宛てた手紙で次のように書いている。「平等な代表権、社会のすべての階層への実質的な人権の拡張、差別のない平等な納税義務、これらは…特権的なバイエルンの身分に警告する、自分が捧げることを諦めない捧げ物である。これらの捧げ物は正義により規定され、環境により提供される 23」。彼の意見によれば、国と社会の必要な改革と近代化を引き受けるのはドイツ政府の課題である。そうすることによってのみ、革命下のフランスであったような政治的、経済的混乱と恐怖を避けることができる、と彼は信じていた。上述の要求事項のうち人民代表はナポレオン時代に実現されなかった。他の原則に関しては実現されただけにそれは一層重要であった。

貴族が国の高位職を独占することは廃止され、貴族の税金免除も無くなった。政府は少なくとも貴族の特別な法的身分とその他の特権を基本的に排除した。つまり法の前での平等を実現した。その中での例外はその特権がライン連邦規約およびドイツ連邦規約で護られた 1806 年に皇帝直属の地位を失った貴族であった。貴族地主の領主裁判権はさらに存続したが、国の管理下となった。プロイセンと同様バイエルンでも1848 年にようやく近代国家において封建的異物であったこの制度が廃止された。貴族による土地と農民の支配権はまだ存続した。貴族はまだ国の例に倣って荘園的な上位所有権を農民に譲引き渡す準備が出来ていなかった。貴族が支配する農民の24%がようやく1848 年以降これが可能となった。1808 年の法律により農奴(バイエルンでは農民のごく一部が該当し、主として補足的な譲渡とある程度の移動の自由の制限があった)の残りは排除され、所有者の変更による譲渡やその他の義務によって領主支配農民に負担を掛けることは強く制限された。Beutellehen あるいは Zinslehen は1808年以降農民の自由な財産に変わった25。旧帝国の終焉ののち1807年モンジュラは生き残っていた等族の規定を廃止することができた。これによって国の財政を耐えられる基礎の上に置き、納税特権を最終的に廃止することが可能になった。

モンジュラ政府は共同体自治に関して厳しかった。共同体の自治を完全に廃止し、すべての財団を国の管理下に置いた。これは間違った措置であることが明らかとなる。一方で町と市場の自治では頻繁に腐敗と身びいきが横行していたので、モンジュラと彼の役人に感謝しなければなるまい。さらにほとんどの町では多様な規則と多額の借金があった。かつては裕福であった帝国都市ニュルンベルクですら完全に破産状態で

バイエルンに引き取られた。プロイセンでは 17 世紀と 18 世紀に専制主義によって自治が排除された。やっとシュタインの下でその再建の必要性が認識された。これに対して南ドイツでは共同体の自治はほとんど管理されず収拾がつかなくなっていた。バイエルンでは 1818 年の共同体布告によってようやく共同体自治が大部分ふたたび形成された。フランスのお手本に倣った自治体に対する非常に強い国による管理は 1952 年のバイエルン自治体法によって取り除かれた。

バイエルンではモンジュラの下で信仰の寛容とさらには平等が他のドイツ諸国のお手本になるような形で導入された。さらに人道的な、アンセルム・フォン・フォイエルバッハにより起草された刑法が発効し 26 、裁判官の非罷免性と独立性が確保され、プロイセンやオーストリアに先駆けて国家の経済的統一が図られ、比較的自由な商法が公布され、職人のギルド加入強制の廃止により職業的な向上が容易となった。ところでバイエルンではプロイセンと異なり、完全な職業の自由には移行せず、国の認可制を継続した 27 。一般兵役義務が導入されたが、フランスのお手本に倣って身代わり金を支払うシステムにより骨抜きにされた。ユダヤ人には 1813 年のユダヤ法により信教の自由が与えられ、市民権を授与して法的地位を改善した。

近代的な教育機関の設立とその職業に対して教育された、官職の小学校およびギムナジウム教員の養成に関してモンジュラ政府は模範的であった。国立の教員養成所の設立、ドイツで最初の農業専門学校、バイエルンにおける人文ギムナジウムおよび実科ギムナジウムの設立、ドイツ語圏の著名な学者の招聘による大学、とくにランツフート大学、ここはロマン主義の始まった時代におけるドイツの先進的大学の一つであった、の振興、アカデミー、コレクション、図書館、国の文書庫の新しい組織の設立および拡張、フラウンホーファーやライヒェンバッハ²⁸のような才能のある発明家の指導によるバイエルンにおける技術の振興、道路および橋の建設、医療機関(天然痘接種の導入)、統計、地誌および国土測量ならびに塩の採掘、これは国庫収入の1/5を占めた、これらはすべてモンジュラ政府の功績である。

バイエルンの再生はモンジュラと一部には現状に対するフランスの提案によって完成され、完全に新しく築かれた²⁹。初めて全国を管轄する専門の省が作られた。中央および中級官僚の領域で司法と行政が分離された。国の行政区域は当時クライス (Kreis) と呼ばれていたが、再び出来るだけ同じ大きさの裁判所区域に分割された。この際にフランスの影響が強く、今日でも決められている全国的な試験およびアビトゥアの題材の提供に至るまで他の多くの措置についても同様である。大臣は遅くとも 1809 年までに過剰な中央集権の欠点 - 中央官僚の大きすぎる負担、中級および下級官僚、ならびに自治体の主導意欲低下 - を認識していたという見解がある。彼はいくつかの問題については地方分権を導入した。しかし全体として行政の中央集中構造は 20 世紀まで保持された。

多数の画期的な法律を実行するためには新しい、もう腐敗していない、有能な公務員が必要であった。1805年の国家公務員の服務規定はプロイセンを含む他のドイツ諸国の模範になるものであったが、フランス革命の原則を貫いていたが、それによれば公務員の採用と昇進に対しては試験と実績が判断基準であって家柄や縁故ではなかった。公務員および裁判官は俸給制となり、当時の欧州ではどこでも当たり前であったような、報酬を人民に払わせなければならないことは無くなった。モンジュラは計画立案者であっただけでなく、すべてを動かすモーターでもあった。「精神を無気力から引き摺りださねばならない」と彼は書いている。当時のバイエルンほど小さな官僚政治がこれほどの沢山の画期的な法律を実行したということが確認されている。まさしく情熱的な作業および行政行為が何世紀もかかったことをあたかも数年で追いつこうとするかのようであった。国王は外国の公使を謁見したが、朝6時から謁見するのは嬉しいことではなかった。公務員は病気でない限り休暇が無かった。また定年も無かった。モンジュラは彼の言うところによると3年の大臣の期間に50,000の文書を

読んで署名をし、さらに少なくとも 70,000 の関係文書に目を通した。このような 1 人の人物に任された行政システムは、並々ならぬ専門知識、作業および決断能力を持つ大臣が、当時すでに 300 万人の住民を数えたバイエルン国の政府の頂点に立つことで維持されていた。大臣が不在あるいは病気になると、行政は停滞した。

モンジュラの巧みな外交交渉によってバイエルンにライン左岸のプファルツを獲得した 1868 年の後半に 57 歳になったばかりの大臣は健康を害し、活動が麻痺した。いまだに謎なのは、ウイーン会議に参加しなかったあと何故 1816 年の冬に予想されたようにウイーンへ国王に同行しなかったのかということである。その結果皇太子ルートヴィヒ、ヴレーデ元帥およびツェントナーが主導してモンジュラを解任する陰謀を企て、良く準備されたクーデターを行うためにちょうど帰国した国王を説得する機会があった。国王はほとんどの実績をこの大臣に負っており、21 年間信頼していた 30。敵対者の多くは過剰な告発に対する弁明の機会は、彼が拒否したのかもしれないが、得られなかった。のちに大臣は、自分はこの陰謀を知っていたが、それに対して何かするというのは自分の栄誉に反すると思った、と述べている。彼の生涯の残りの 21 年間に彼に提案された官職を断った。帝国議会ではかつての敵対者であったルートヴィヒ I 世を支持した。

ほぼ全権を握っていた大臣の失墜に際してただ宮廷陰謀だけの問題だったのではなく、世代間の衝突の結果でもあった。昨日の啓蒙主義者で改革者、モンジュラはその先頭に立っていたのだが、は極限のことをやり、貫徹のために必要な革新を達成させた。彼らの誤りは何よりも過剰な中央集権、官僚主義、人民かほど遠い教養のうぬぼれ、人民代表の考えに対する不信、それに宗教や芸術のような分野に対する無理解が以前よりも強く感じられるようになった。大臣の啓蒙専制主義の行政と衝突するようになった。国民的、自由主義的、ロマン主義的な運動および教会改革の信奉者、その戦闘には皇太子ルートヴィヒがいたが、に未来があった。

皇太子やヴレーデに支持されてそれまでのモンジュラの協力者、その先頭にツェントナー 31 がいたが、モンジュラの下に準備された、しかし当時常に新しく起こる懸念のため決着しなかった作業が完成した。 1818 年の憲法 32 では、同年の自治体布告と同様に、自治体の自治行政が限定的に再び導入された。その前に 1817 年に政教和約が結ばれたが、これは少なくとも世俗化による損害の一部の補償することを含んでいた。疑念を晴らし、平等性の維持を明確にするために 1818 年それと対をなすものとしてプロテスタント勅令が布告された。寛容と平等が 1818 年の憲法によりより明確になった。 1814 年から 1820 年にドイツ連邦の憲法問題はバイエルンが満足するように調整された 33 。

バイエルン国は、地理的には 1945 年に失ったプファルツと小さな変更 ³⁴ を除いて、1918 年までマックス I 世の下で作られた基礎の上に立憲君主国として存続した。またその行政組織は今日まで続いている。

1808 にモンジュラは新しく獲得した地域をこれまでの国に合併するため、またナポレオンが憲法によるライン連邦を形成するのに先行するために、数日間で当時のバイエルン憲法を起草した。この憲法と付随する法律は近代的で統一的な法治国家の要石となるものであった。それは新しい行政組織と等族の廃止と並んで、モンジュラが市民の自由をよく言っていたもろもろの権利を法で定めたものであった。それらはつまり市民の法の前での平等、納税義務の平等、すべての公的機関への平等なアクセス、ただしこれは資格と業績のあるものに限るが、さらに良心の自由、出版の自由、一般兵役義務、司法の独立、国家機関の恣意的措置からの人と財産の保護などである。これに対して選挙で選ばれた立法および予算編成の権利を持つ人民代表はナポレオン時代に欧州大陸ではまだ継続的に実現することができていなかった。36。

1818年のバイエルン憲法で初めて、永らく欧州では普通であった検閲と職業群による 議員の選挙のような制限があったものの、選挙による人民代表の第二院ができた ³⁷。 1848 年の立法で最終的に土地支配と領主裁判権と共に封建制の最後の残滓が取り除 かれた。選挙権も近代化された。1818年のバイエルン憲法では、たとえば立法発議権 や大臣の責任に関してはっきりしないところがあったが、まだ施行されたことのな い、しかし活発な議会活動の基礎作りとなり、他のドイツ諸国の初期の憲法のお手本 となった。この憲法は1848年6月4日の法律で近代化され、1918年まで有効であっ た ³⁸。バイエルンと他の南ドイツの国々はこの領域においてプロイセンやオーストリ アよりも30年先行した。プロイセンはその他に1848年の憲法の影響を1849年の三 級選挙法の公布により緩和し、これは 1918 年まで有効であったが、これに該当する ものは南ドイツ諸国には無かった。オーストリアは 1849 年に作った憲法を 1851 年に また無効にし、1860年の10月文書と1861年の2月布告でようやく再び憲法の実験期 を開始した。バイエルンは1818/20年のカールスバートとウイーンにおける大臣会議 で、メッテルニヒが彼の憲法の変更を用いるように決めようと試みたがそれを断固と して、また巧みに撃退した。バイエルン政府は、怒濤のような四半世紀の発展を逆行 させることは彼らの課題でもないし、可能でもないことを知っていた。

展望

この時代の成果はすべて大衆に人気のある、飾り気のない、決して知識人として突出しているわけではない王の政府のもとで達成された。彼は自分の任務の重要性を知っており、有能な人材を職務につけ、その意見に耳を傾け、時代の流れを認識していた。プファルツ・ツヴァイブリュッケンの年下の公子として生まれ、アンシャン・レジームの\気楽な将校であり、領地を持たず、革命軍を前に逃亡し、旧帝国の最後の選帝候の一人であり、専制的な国王で支配者であり、最後に自分で決断してドイツで最初の立憲君主となったが、これは一人の男の並ではない、成功の軌跡であり、バイエルンは彼の治世下で100年前に比べて大きく変化したのであった。

バイエルン国王の最初の3人は非常に異なった、独特の性格の持ち主であった。いず れも父と子の間に強い緊張があった。3人とも自分の任務を強く意識していたことで は共通していた。それぞれにある意味で彼らを作った時代を表していた。マックスI 世は啓蒙、ルートヴィヒⅠ世はロマン主義と同時に古典主義と新人道主義、これは造 形芸術においても同様である、そしてマックス II 世は経験科学、とくに自然科学であ る。彼ら3人とも旧バイエルンの出ではない。父系はプファルツであり、母方はルー トヴィヒI世とマックスII世の場合は中部ドイツの侯爵家である。彼らは新教の女性 と結婚した。マックスI世は若いころの大部分をフランスで過ごし、ルートヴィヒI 世とマックス II 世は中でもゲッティンゲンで、後者はまたベルリンでも学んだ。3人 とも世間に開かれた君主であり、バイエルンの歴史と芸術において特徴のある重要な 時代を表している。彼らは立憲君主であったが、当時のバイエルンをマックスI世の 時代、ルートヴィヒ I 世の時代(18025-1848)、マックス II 世の時代(1848-1864)と 分けても不当に個人化したことにはならないだろう。その後の時代になってようやく 主に全ドイツの政治的な動き、社会的、経済的、精神的発展がバイエル史の時代区分 を君主の個性よりも強く決定するようになったが、まだ基本的には紛う方もなくプリ ンツレゲント時代(摂政宮時代)(1886-1912)³⁹が存在した。1864年から 1918年ま でバイエルン国家の実際上の運営は官僚の手によって行われたが、少なくとも 1912 年までは自由主義的でプロイセンに友好的であり、この年まで君主は議会の多数により支持されていた 40 。

19世紀および20世紀初頭のバイエルンは、人民の満足度を旧バイエルン農民の「メ ルヒェン王」ルートヴィヒ II 世および昔のプリンツレゲント(摂政宮)に対するロマ ンチックな崇拝に読み取ろうとしないにしても、統治の拙い国家ではなかった。反動 や崩落のない、慎重で確実な発展が、工業化の時代およびドイツ民族国家において圧 倒的に農業主体の国の進路を特徴づけている。経済的な発展の進行はプロイセンの一 部のようにそれほど劇的ではなかった。プロイセンは政治的には遅れていたが、工業 地域、大きな人口増加、自由経済の立法のお陰で、南ドイツの国よりは急激な発展過 程を進んだ。しかしバイエルンもまた経済分野における役割が小さかったわけではな い。それは関税同盟の際に重要な要素であったし、ドイツで最初の鉄道が 1835 年に ニュルンベルクとフュルトとの間に敷かれた。ニュルンベルク、アウグスブルク、そ れからミュンヘンとヴュルツブルクが特に機械産業の重要な工業センターとして発 展した。ラインプファルツではルートヴィヒスハーフェンの内外に後に世界的になる ドイツの化学工業の礎石が置かれた。フラウンホーファーおよびライヒェンバッハで 偉大な自然科学者および明家を輩出し始め、彼らは19世紀のバイエルンにおいてリー ビヒ、バイエルおよびヴィルシュテッターの研究所で化学に関し、またレントゲンの 研究所では物理に関する研究を行った。工業の発展を代表する会社としてクラウス -マッファイ、MAN、クラマー-クレット、シーメンス - シュッケルト、クーゲル -フィッシャの名前やルドルフ・ディーゼルの名が挙げられる。1869年に設立された ミュンヘン工科大学は急速に先駆的な自然科学、工学、農学研究の中心となった。ヴュ ルツブルク大学およびエアランゲン大学は 18 世紀末からドイツの医学研究の重心と なり、ミュンヘンは世紀後半からそれに加わった。エアランゲンは19世紀および20 世紀においてルター神学の中心であった。ミュンヘンは同時に世紀半ばから精神科 学、法学、経済学研究の重要拠点となり、またドイツ芸術をリードする都市となった。 既に 19 世紀初めからバイエルンはドイツの精神生活に完全に組み込まれた。最初の 3人の国王は抵抗があったにもかかわらず科学者や芸術家が他のドイツ国や外国から 招く際に移住の自由の原則を貫徹した。

この国は愛すべき、また生き甲斐のある国となり、19世紀には画家、文筆家、学生および全ドイツからの観光客の黄金郷となった。その吸引力はなんといってもその独特の性格、生活様式および伝統を保持していることであった。

19世紀において発展の激しい崩壊や厳しい社会的緊張は大部分避けられた。貴族や官僚は他のところと同様に閉じ籠もることなく、社会に適合した。外国の観察者から賞賛されたビヤガーデンの民主的な雰囲気がこれを象徴している。改革時代のあとバイエルンにはプロイセンにおけるような国家と軍隊の再封建化は起こらなかった。統計上重要であるエルベ川の東側におけるような大土地所有や大農場主のシステムはバイエルンにはもともと無かった。バイエルンの農場で支配的な中規模の農民階級では改革時代後のプロイセンにおけるような農民と作男、あるいは下層農民との間の階級分離は起こらなかった。バイエルンでは農業従事者は子供と他の農婦の娘がほとんどで、かれらは家族であった。

19世紀のバイエルン君主の個人的な興味はいつも芸術と、マックス II 世の場合は科学、ルートヴィヒ III 世の場合は産業と農業とであった。1848年の革命の際にミュンヘンではベルリン、ウイーン、ドレスデンにおけるあのような憎しみに満ちた、社会的対立による不満に満ちた経過は辿らなかった。リベラルな市民によって要求された改革法令の一部はすでに1847年にルートヴィヒ I 世によって発布されていた。残りは1848年マックス II 世のもとで切れ目なく布告された。革命はミュンヘンでロラ・モンテスとビール価格の値上げで勃発したが、真の政治的および社会的な対立による

ものではなかった。ルートヴィヒI世は個人的な理由で引退した。マックスII世のもとで事態は急速に終息した。

第一次世界大戦の間に明らかになったような社会構造の不具合や裂け目を振り返るとき必ずしも意見が一致しないにしても、バイエルンの歴史において 19 世紀ほど平和で、偉大な工芸的遺産の保護に真の進歩が見られた世紀はなく、それもマックス I 世のもとで欧州の歴史の劇的な時代に政治的に置かれた基礎の上に行われた、ということができる。バイエルンは恒常性、伝統、進歩および自由主義の独特な結合をあらやうる変革や反動を乗り越えて今日まで保ってきた。保存してきた古いものと必要な新しいものとの最善の合成を見つけることが常に提示される課題である。

参考文献

- 1 時代背景について: E:Weis, Der Durchbruch des Bürgertums, 1776-1847 (Propyläen Geschichte Europas IV) 1978.
- 2 Zitiert bei Doeberl II, 1928³, 530
- 3 Adalbert Prinz von Bayern, Max. I. Joseph von Bayern, 1957; meine Angaben beruhen ferner auf eigenen Aktenstudien.
- 4 E. Weis, Montgelas 1759-1799, Zwischen Revolution und Reform, 1971. Für den gesamten folgenden Aufsatz über die Zeit 1799-1825 verweise ich auf E. Weis, Die Begründung des modernen bayerischen Staates unter König Max I. (1799-1825(Spindler IV/1) 1979², 3-86. Dort auch die Spezialliteratur angegeben. Das zitierte Wort über Montgelas: Doeberl II, 1928², 389.
- 5 Ediert und kommentiert durch E.Weis, Mongelas' innenpolitisches Reformprogramm. Das Ansbacher Mémoire für den Herzog vom 30.9.1976 (ZBLG 33 = FS f. H. Lieberich) 1970, 219-256.
- 6 Hierzu Weis, Mongelas (wie Anm. 4) 332-359.
- 7 Adalbert Prinz von Bayern (wie Anm. 3) 523, nach einer Aufzeichnung Ludwigs I.
- 8 Zu seiner rechtlichen Problematik: K. D. Hömig, Der Reichsdeputationshauptschluß vom 25,2,1803 und seine Bedeutung für Staat und Kirche, 1969.
- 9 K. O. Frhr. von Aretin, Heiliges Römisches Reich 1776-1806, 2 Bde., 1967, insbes. I 34-51 und 375-462.
- 10 Für dies und das Folgende grundsätzlich Weis in Spindler IV/1 (wie Anm. 4), dort die Lit. Besonders H.K. von Zwehl, Der Kampf um Bayern 1805, I, 1937, und Ders., Die bayerische Politik im Jahre 1805, Urkunden gesammelt und ausgewählt von A. Ritthaler, 1964.
- 11 Der Bericht über diesen Vorgang geht auf mündliche Überlieferung zurück. Rudolfine Freiin von Oer, Der Friede von Preßburg, 1965, 134. Daß Talleyrand damals wie schon bei der Landverteilung von 1802, von Württemberg bestochen war, ist an vielen Stellen bezeugt. Eine gewisse Bestätigung für das Berichtete scheint in einer späteren Äußerung Napoleons über Gravenreuth zu liegen: Adalbert (wie Anm. 3) 502.
- 12 Weis in Spindler IV/1 (wie Anm. 4) 21, dort Verweis auf K., von Raumer, Prefecture français...
- 13 Hierzu E. Weis, Napoleon und der Rheinbund (Deutschland und Italien im Zeitalter Napoleons, hg. v. Armgard von Reden-Dohna) 1979, 57-80.
- 14 M. Doeberl, Rheinbundverfassung und bayerische Konstitution (Sitzungsberichte München) 1924, Zum Code Napoléon s. unten Anm. 26.
- 15 Vgl. den Beitrag von Colonel M. McCarthy in diesem Band.
- 16 Zitiert bei Dunan (wie Anm. 17) 43 (von mir übersetzt).

- 17 Zum Thema Bayern und Kontinentalblockade grundlegend das leider nur 1810 führende Buch von Marcel Dunan, Napoléon et l'Allemagne. Le système continental et les débuts du Royaume de Bavaière, 1806-1810, Paris 1942.
- 18 Ebd. 624.
- 19 W. Schwarz, Die Vorgeschichte des Vertrages von Ried, 1933; A. Winter, Karl Philipp Fürst von Wrede als Berater des Königs Max Joseph und des Kronprinzen Ludwig von Bayern 1813-1825, 1968, 27-64.
- 20 Die wichtigsten Dokumente publiziert bei H. Haan, Hauptstaat, Nebenstaat. Briefe und Akten zum Anschluß der Pfalz an Bayern 1815/17, Koblenz 1977. Derselbe auch: Kontinuität und Diskontinuität in der pfälzischen Beamtenschaft im Übergang von der französischen nur bayerischen Herrschaft (1814-1818) (Jb. f. westdt, Landesgeschichte 2) 1976, 28/5-309.
- 21 Hierzu verweise ich ebenfalls allgemein auf Weis in Spindler IV/1 (wie Anm. 4) mit Literaturangaben.
- 22 Zu diesen Fragen wichtig F. Zimmermann, Bayer. Verfassungsgeschichte vom Ausgang der Landschaft bis zur Verfassungsurkunde von 1818, I: Vorgeschichte und Entstehung der Konstitution von 1808, 1940. Verwaltung im Vergleich: F.-L. Knemeyer, Regierungs- und Verwaltungsreformen in Deutschland zu Beginn des 19. Jhs., 1970.
- 23 Lit. zur Kirchengutssäklarisation bei Weis in Spindler IV/1 (wie Anm. 4) 12-15, 39-46. Dort vor allem 43f. die Arbeiten von B. Wagner, A. Schlittmeier, R. Haderstorfer. Ferner: D. Stutzer, Die Säkularisation 1803. Der Sturm auf Bayerns Kirchen und Klöster, 1978². Eine eingehendere wissenschaftliche Untersuchung des gleichen Autors ist in Vorbereitung. Vgl. auch den Beitrag von G. Schwaiger.
- 24 Weis, Montgelas (wie Anm. 4) 188
- 25 Friderike Hausmann, Die Agrarpolitik der Regierung Montgelas, 1975. Eine umfassende moderne Untersuchung, die auch die Entwicklung bis zum Abschluß der Bauernbefreiung 1848/49 mit einbezieht, wie W. von Hippel, Die Bauernbefreiung im Königreich Württemberg, 2 Bde., 1977, vorgelegt hat, steht für Bayern noch aus. Wichtig ferner: M. Stolleis, Die bayerische Gesetzgebung zur Herstellung eines frei verfügbaren Grundeigentums (Wissenschaft und Kodifikation des Privatrechts im 19. Jh. III, hg. v. H. Coing W. Wilhelm) 1976, 44-117).
- 26 Es gelang dagegen nicht, ein einheitliches Zivilrecht für Bayern zu schaffen. Zwei Anläufe wurden unternommen: Der erste Entwurf wurde von A. Feuerbach unter starkem Einfluß des Code Napoléon, der zweite durch N. Th. Gönner, der eine Art von Synthese aus Kreittmayrs Codex Maximilianeus Bavaricus Civilis von 1756, dem Preußischen allgemeinen Landrecht und dem Code Napoléon versuchte, weitgehend fertiggestellt. Bayern behielt bis zum BGB im Jahr 1900 die traditionellen Zivilrechte seiner verschiedenen Provinzen, für Altbayern den Codex Kreittmayrs. Elisabeth Fehrenbach, Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht. Die Einführung des Code Napoléon in den Rheinbundstaaten 1974; W. Schubert, Das französische Recht in Deutschland zu Beginn des 19. Jhs., Zivilrecht, Gerichtsverfassungsrecht und Zivilprozeßrecht, 1977; Barbara Dölemeyer, Die bayerischen Kodifikationsbestrebungen (Ius commune V, hg. v. H Coing) 1975, 168-177. Zu dem Entwurf Gönners; W. Demel, Staats- und gesellschaftspolitische Motivationen in der Reformära Montgelas dargestellt an den Richtungskämpfen um eine neue Zivilgesetzgebung auf der Basis des Codex Maximilianeus Bavaricus Vivilis (1811-1814), Magisterarbeit (Masch.) München 1977.
- 27 Über die Wirtschaft siehe den Beitrag von W. Zorn in diesem Band.
- 28 Zur Wirtschaftspolitik siehe E. Weis, Die Wissenschaften in Bayern unter Max I. (FS f. Max Spindler) 1969, 593-609, und E. Weis, Bayerns Beitrag zur Wissenschaftsentwicklung im 19. und 20 Jh. (Spindler IV/2) 1979², 1034-1088, hier 1034-1045. Ferner Laetitia Boehm, Das akademische Bildungswesen in seiner organisatorischen Entwicklung (1800-1920) (ebd.) 991-1033, hier insbes. bis1008, sowie der Beitrag von Laetitia Boehm in diesem Band.

- 29 Weis in Spindler IV/1 (wie Anm. 4) 55-59, mit Literatur, Vergleichend; Knemeyer (wie Anm. 22); B. Wunder, Privilegierung und Disziplinierung. Die Entstehung des Berufsbeamtentums in Bayern und Württemberg (1780-1825), 1978; W. Demel, "Beförderungen" und Versetzungen. Zur Personalpolitik Montgelas' 1814/16 (ZBLG 42) 1979, 107-125.
- 30 Hierzu K. O. Frhr. von Aretin, Das Ende der Ära Montgelas (Ders., Bayerns Weg zum souveränen Staat) 1976, 175-234, ferner eigene noch nicht veröffentlichte Forschungen. Winter (wie Anm. 19) 261-296.
- 31 F. Dobmann, G. F. Frhr. von Zentner als bayerischer Staatsmann in den Jahren 1799-1821, 1962.
- 32 E. Weis, Zur Entstehungsgeschichte der bayerischen Verfassung von 1818. Die Debatten in der Verfassungskommission von 1814/15 (ZBLG 39) 1976, 413-444; K. O. Frhr. von Aretin, Metternich, der deutsche Bundestag und die bayerische Verfassung von 1818 (Ders,. Bayerns Weg zum souveränen Staat) 1976, 2335-268.
- 33 K. O. Frhr. von Aretin, Bayern und die Neuordnung Deutschlands nach dem Sieg über Napoleon (ebd) 120-174; Ders., Die deutsche Politik Bayerns in der Zeit der staatlichen Entwicklung des Deutschen Bundes 1814-1820, Diss. phil. (Masch.) München 1954; Dobmann (wie Anm. 31); Winter (wie Anm. 9) 303-334; W. Quint, Souveränitätsbegriff und Souveränitätspolitik in Bayern. Von der Mitte des 17. bis zur ersten Hälfte des 19. Jhs., 1971, hier 275-492.
- 34 Im einzelnen bei H. Fehn (Spindler IV/2) 1979², 647f. Die wichtigsten Änderungen waren 1866 Abtretung einiger Gebiete um Gersfeld, Orb und Kaulsdorf in Rhön an Preußen, 1920 nach Volksabstimmung Angliederung Coburgs an Bayern.
- 35 P. Wegelin, Die bayerische Konstitution von 1808 (Schweizer Beiträge zur allgemeinen Geschichte 16) 1958 (Text und Kommentar); Knemeyer (wie Anm.22); Weis in Spindler IV/2 (wie Anm.4) 51-55; H. H. Hofmann, Adelige Herrschaft und Souveräner Staat. Studien über Saat und Gesellschaft in Franken und Bayern im 18. und 19. Jh., 1962. Vgl. ferner den Beitrag von W. Demel in diesem Band.
- 36 Eine Ausnahme stellte die liberale spanische Verfassung von Cadiz von 1812 dar, die, in Spanien in der Folgezeit immer wieder außer Kraft gesetzt, doch zum liberaleren Vorbild für die französische Charte von 1814 und damit indirekt auch von Einfluß auf die frühkonstitutionellen Verfassungen der süddeutschen Staaten, darunter diejenige Bayerns von 1818, wurde.
- 37 Zur Verfassung von 1818 und zum frühen Parlamentarismus vgl. die in Anm. 30-33 angegebene Literatur. Ferner; H. Ostadal, Die Kammer der Reichsräte in Bayern von 1819 bis 1848, 1968; E. von Rimscha, Die Grundrechte im süddeutschen Konstitutionalismus, 1973; K. H. Friauf, Der Staatshaushaltsplan im Spannungsfeld zwischen Parlament und Regierung, I, 1968; H. Brandt, Landständische Repräsentation im deutschen Vormärz, 1968. Zur Arbeit des Parlaments bis 1825 außer der bei Weis in Spindler IV/2 (wie Anm.4) angegebene Literatur auch M. Stolleis, Das Bayerische Hypothekengesetz von 1872 (Wissenschaft und Kodifikation des Privatrechts im 19. Jh. III, hg, von H. Coing W. Wilhelm) 1976, 240-272.
- 38 Zu den Gesetzen vom 4.6.1848; H. Rall (Spindler IV/1) 1979², 230f.
- 39 K. Möckl, Die Prinzregentenzeit. Gesellschaft und Politik während der Ära des Prinzregenten Luitpold in Bayern, 1972.
- 40 Hierzu D. Albrecht (Spindler IV/1) 1979², 283-386, insbesondere 335.